□（提出）署名 ③

シルバー人材センター傷害・賠償保険承諾書

シルバー人材センター傷害・賠償保険（以下「シルバー保険」）は、会員がセンターの提供した「請負」による契約形態で就業に従事している間に被った傷害または賠償事故に対し、一定の補償を行うことが目的のため会員登録と同時に加入が必要です。

「シルバー保険」は、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）を行うものではありません。万が一けが等の際は、ご自身の健康保険証を使用して受診してください。

「請負」に基づく就業の場合、会員とセンターもしくは、発注者との間に雇用関係が生じませんので労災保険の適用にはなりません。

保険内容について、ご家族にもご一読いただき、必ず承諾を得てください。

1.シルバー保険対象（請負契約の場合）

保険種類	事故内容	対象	特記事項
傷害	けが （本人のみ）	**○就業中の本人のけが** （例：転倒、骨折、裂傷、はち刺されなど）	*健康保険証を使用 *労災ではありません
		○就業時往復途上の本人のけが	＊交通事故は対象外となります。但し、本人のけがのみ対象となる場合がありますので必ずご報告ください。 *自家用車事故での相手への賠償は一切含まれません。
		○センターで設定した就業に関する打合せに参加する際の往復途上及び参加中の本人のけが	
賠償	破損	○就業中（商品、ガラス、傷、破損）	

2.保険給付内容

令和 5 年（2023）.4.1 現在

項目	事故発生日からの対象日数	限度日数 対象等級	支払額
死亡	180 日以内	―	最高 600 万円
後遺障害	180 日以内	1～14 級	600 万～24 万
入院	180 日以内	180 日以内	日額 5,000 円
通院	180 日以内	90 日以内	日額 3,000 円
賠償責任	対人 1 名：1 億円 対人 1 事故：3 億円 対物 1 事故：3,000 万円（管理下財物事故 1,000 万免責 1 万円） ※1 万円以下の損害賠償については、全額会員の負担となる場合があります。		

※シルバー保険は、「請負」のもとで適用になります。

※保険給付内容は、一人当たり年間保険額が 3,000 円を超えないよう毎年契約内容を精査しています。

※給付内容は、予告なく変更になる場合がありますので予めご了承ください。変更の際は、ホームページ・会員専用サイト「Smile to Smile」等でお知らせし、改めて承諾書をいただくことはありませんので予めご了承ください。

※保険の給付内容、現在の医療費、諸物価等を考えた時、この保険の給付額は決して十分なものではありません。くれぐれも事故のない就業を心掛けるとともに、その他の任意保険に加入して、万が一の事故に備えることもご検討ください。

3.対象外事項（自己判断せず必ずご連絡ください）

・事故後直ちに事務局への報告がなかった事故

・安全基準を遵守せず発生した事故

・故意による事故、持病に起因するもの（腰痛、ぎっくり腰、腱鞘炎など）

・就業場所への往復途上での交通事故で、通常の経路を外れた場合

・会員の住居で仕事に従事した場合

・保険会社の審査が下りなかった事故

早急な報告と安全就業の徹底をお願いします。

連絡先 029-871-1468

平日：事務局へ

夜間、土日祝、年末年始：指定の緊急連絡先へ（就業開始時にお知らせします）

万一事故が発生した場合は、事故の度合いに関わらず直ちにその場でセンターへご連絡ください。
事務局へ直ちに連絡のない場合は、給付要件を満たしていても、保険の対象となりません。

□上記シルバー保険について、承諾いたしました。

□上記シルバー保険について、家族（承諾者）へ説明し理解を得られました。

年　月　日

公益社団法人牛久市シルバー人材センター　理事長　清水 治郎　殿

本人

住所

氏名

家族（承諾者）

住所

氏名

※本人・家族（承諾者）それぞれ直筆のみ有効